

公 開  
頭 撮 り 可

平成26年5月15日  
厚生労働省老健局老人保健課  
課長補佐 河合（内線3964）  
総務係長 田中（内線3938）  
（電話代表） 03(5253)1111  
（直 通） 03(3595)2490  
（F A X） 03(3595)4010

## 第101回社会保障審議会介護給付費分科会の開催について

第101回社会保障審議会介護給付費分科会を次により開催いたしますので、お知らせいたします。

日 時 平成26年5月23日（金）10:00～12:00

場 所 ベルサール九段 ホール（3階）  
東京都千代田区九段北1-8-10

議 題 1. 平成27年度介護報酬改定に向けて  
（定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護、  
複合型サービス、訪問看護）  
2. その他

傍 聴 者 若干名

募集要領 傍聴を希望する場合は、傍聴希望者の①「住所」、②「氏名」、③「所属」、  
④「職業」、⑤「電話番号」、⑥「FAX番号」、⑦「社会保障審議会介護給付費  
分科会の傍聴を希望する旨」を記入の上、平成26年5月20日（火）12時  
（厳守）までに、下記申込先宛にFAX又は電子メールでお申し込みください。  
希望者が多数の場合は抽選となりますので、傍聴できない場合があります。  
申し込まれた方は、5月21日（水）までに当方から特段の連絡がない場合、  
傍聴できるものと判断して下さい。  
なお、傍聴される方は、別紙「傍聴される方の留意事項」を遵守  
してください。

申込先

厚生労働省老健局老人保健課  
FAX番号：03-3595-4010  
メールアドレス roujinhoken@mhlw.go.jp

(別紙)

## 傍聴される方の留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。)
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

(申込様式)

【第101回社会保障審議会介護給付費分科会（5月23日(金) 傍聴希望）  
（締切 平成26年5月20日（火）12：00（厳守））

標記会議の傍聴を希望いたします。

傍聴にあたり、下記の事項を遵守いたします。

① 住 所 : \_\_\_\_\_

② 氏 名 : \_\_\_\_\_

③ ④ 所属（職業） : \_\_\_\_\_

⑤ 電話番号 : \_\_\_\_\_

⑥ F A X 番号 : \_\_\_\_\_

備 考 : \_\_\_\_\_

※ 傍聴券は送付いたしませんので、ご注意ください。

※ 会議当日は、受付で「所属（職業）」と「氏名」をお申し出下さい。

【傍聴される方の留意事項】

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などを行うことができます。）。
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。